

観音寺市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除の申請要件について

適用対象資産	【家屋】建物およびその付属設備 【償却資産】機械及び装置 【土地】取得日の翌日から1年以内に建設の着手があった場合、当該家屋の敷地部分
課税免除の期間	新たに固定資産税が課されることになった年度から3か年度（年度ごとに申請）
特別措置の内容	適用対象に課される固定資産税の全額免除
期限	令和9年3月31日まで

減免要件に該当しているか確認してください。

減免対象	要件			チェック欄	
事業者	旧豊浜町内において新たに固定資産税の課税対象となる建物を新・増築又は設備更新により機械装置を取得した青色申告書を提出する法人又は個人。			<input type="checkbox"/>	
業種及び施設の使用方法	製造業（ガス製造業及び発電を除く）、旅館業（下宿営業を除く）、農林水産物等販売業※（注1）、情報サービス業における、それぞれの事業の用に供するもの。			<input type="checkbox"/>	
資産	【家屋】建物およびその付属設備			<input type="checkbox"/>	
	【償却資産】機械及び装置			<input type="checkbox"/>	
	【土地】令和3年4月1日以降に取得し、取得日の翌日から1年以内に建設を着手した当該家屋の敷地部分			<input type="checkbox"/>	
取得価額の合計 （圧縮記帳後の価額） ※土地は含まない	対象業種	資本規模			<input type="checkbox"/>
		5,000万円以下 （個人を含む）	5,000万円超 1億円以下	1億円超	
	製造業	500万円以上	1,000万円以上 ※（注2）	2,000万円以上 ※（注2）	
	旅館業				
農林水産物等販売業	500万円以上 ※（注2）				
情報サービス業					

（注1）農林水産物等販売業とは、過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主にほかの地域のものに販売することを目的とする事業のこと。

（注2）取得又は製作若しくは建設（建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む）※資本金の規模が5,000万円超の事業者については、新增設に係る取得等に限る。

要件に該当している場合は「固定資産税課税免除申請書」に次の書類を添えて提出してください。

提出書類一覧		チェック欄	
		法人	個人
1	（家屋・土地）不動産登記事項証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	履歴事項全部証明書	<input type="checkbox"/>	
3	法人税申告書（法人税法施行規則別表1）の写し	<input type="checkbox"/>	
4	確定申告書と青色申告決算書の写し（貸借対照表及び損益計算書の写し含む）		<input type="checkbox"/>
5	事業の用に供した日、取得価額、耐用年数、特別償却の有無を明らかにする書類 ●法人…法人税法施行規則別表16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」及び「特別償却限度額の計算に関する付表（18）」の写し ●個人…「過疎法による特別償却の付表」の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	特別償却を受けてない場合 ①「理由書」 ②取得等した生産設備の「取得価額、取得年月日、耐用年数、事業の用に供した日を記載した明細書」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	事業所全体の平面見取図・対象家屋の平面図（寸法表示のあるもの）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	償却資産の配置図（赤字で示したもの）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	生産工程表（生産過程を矢印で示し、該当償却資産がどこで使われているか示したもの） →配置図・工程表が複数となる場合に償却資産に対して整理番号を使用する際は、同一の番号を使用してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	適用設備を事業の用に供した後5年間の生産計画及び販路（当該事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9・10	（家屋）建築請負契約書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	（土地）売買契約書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	旅館業の場合は、旅館業法第3条の規定による許可を受けたことを証する書面の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	既存設備の取替え又は更新のために特別償却設備を取得等した場合は、生産能力等の増加割合を明らかにする書類（おおむね30%以上増加していることが必要）→決算書等の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	事業内容の確認ができるもの（企業パンフレット等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

○2年目からは申請書のみ提出してください。（1月31日まで）